

令和2年那審第10号

裁 決
貨物船A乗揚事件

受 審 人 a 1

職 名 A船長

海技免許 二級海技士（航海）

受 審 人 a 2

職 名 A一等航海士

海技免許 三級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官山本哲也出席のうえ審理し、次のおり裁決する。

主 文

受審人 a 2 の三級海技士（航海）の業務を1箇月停止する。

受審人 a 1 を懲戒しない。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和2年1月11日18時09分少し過ぎ

沖縄県金武中城港南方沖合平瀬

2 船舶の要目

船種 船名 貨物船A

総トン数 499トン
全長 74.20メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出力 1,471キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備並びに船橋当直体制

Aは、平成15年11月に進水した、船尾船橋型鋼製貨物船で、船橋前面に接してコンソールが設置され、その中央に操舵輪、左舷側にレーダー2基が、右舷側にGPSプロッター及び機関監視盤がそれぞれ装備されていた。

船橋当直体制は、00時から04時及び12時から16時が二等航海士、04時から08時及び16時から20時が一等航海士、08時から12時及び20時から24時が船長の単独4時間3交替制であった。

(2) 金武中城港及び周辺

金武中城港は、沖縄県沖縄島東部の国頭郡、うるま市、沖縄市、中頭郡及び島尻郡にまたがり、同港の南半分を占める中城湾及び北半分を占める金武湾の広大な水域を有する港で、中城湾北部の新港地区から出航する場合、同湾南部に同県久高島及び干出さんご礁の平瀬等の浅所が存在しているものの、平瀬北方で左旋回して可航幅約800メートルの久高島と同瀬間の久高口を航行することができた。

(3) 関係人の経歴等

(省略)

(4) 本件発生に至る経緯

Aは、a1受審人、a2受審人ほか3人が乗り組み、空倉のまま、

船首2.2メートル船尾3.6メートルの喫水をもって、令和2年1月11日17時00分金武中城港新港地区を発し、久高口を經由する予定で沖縄県那覇港に向かった。

a1受審人は、離岸後、防波堤を航過し、17時31分久高島灯台から010度（真方位、以下同じ。）6.2海里の地点で、針路を197度に定めて自動操舵とし、機関を全速力前進にかけて10.4ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a1受審人は、金武中城港内を続航中、18時00分久高島灯台から346度1.2海里の地点に至ったとき、a2受審人が昇橋し、久高口を航行する予定であったところ、体調が悪くなったため、a2受審人に平瀬北方で左旋回して久高口を航行するよう指示し、降橋した。

a2受審人は、a1受審人から船橋当直を引き継ぎ、原針路、原速力で進行し、18時06分久高島灯台から290度1,370メートルの転針地点に達したので、手動操舵に切り替え、GPSプロッターに久高口東方の地点を入力した。

ところで、a2受審人は、平瀬、転針するとき、GPSプロッターに次の目標地点を入力し、手動操舵に切り替え、舵を取って新針路に転じ、その後、自動操舵に戻っていた。

a2受審人は、手動操舵のまま続航し、18時07分久高島灯台から276度1,390メートルの地点に至ったとき、平瀬まで690メートルとなり、平瀬に向首接近する状況であったが、GPSプロッターに久高口を航行する針路線が表示されたことから、新針路で航行していると思い、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a2受審人は、平瀬に向かって進行し、18時09分少し過ぎ久

高島灯台から250度1,710メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、平瀬に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の北北東風が吹き、潮候は上げ潮の末期に当たり、視界は良好で、日没時刻は17時56分で、薄明時の終わりは18時26分であった。

a1受審人は、衝撃を感じ、昇橋して乗り揚げたことを知り、事後の措置に当たった。

その結果、船底全体に擦過傷及び凹損並びに舵板に曲損をそれぞれ生じ、バラスト水を排出して自力離礁し、金武中城港に戻り、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、日没後の薄明時、金武中城港新港地区を出航し、平瀬北方で転針して久高口を航行する際、船位の確認が不十分で、平瀬に向かって進行したことによって発生したものである。

a2受審人は、日没後の薄明時、金武中城港新港地区を出航し、平瀬北方で転針して久高口を航行する場合、新針路に沿って航行するよう、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、GPSプロッターに久高口を航行する針路線が表示されたことから、新針路に転じて航行していると思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、平瀬に向首接近していることに気付かず、同瀬に乗り揚げる事態を招き、船体等に損傷を生じさせるに至った。

以上のa2受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の三級海技士（航海）の業務を1箇月停止する。

a1受審人の行為は、本件発生の原因とならない。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年1月7日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 大 北 直 明